

別府溝部学園短期大学障がい学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、別府溝部学園短期大学における障がい学生支援に関する基本方針に即して障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第3条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

第4条 学科長は、当該部局において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、企画運営委員会が定めた具体的支援を実施しなければならない。

第5条 教職員は、当該部局において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、企画運営委員会が定めた具体的支援の実施に及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

第6条 教職員は、FD・SD研修会等を受講し、障がいの基礎的知識の理解を図るとともに、具体的に周囲の環境等も含めた支援の方法について、理解を深めなければならない。

(支援の申し出)

第7条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれに時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

第8条 支援の申し出は、学生サポートセンターが受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行ない、企画運営委員会に報告しなければならない。

(支援計画の策定)

第9条 学生サポートセンターは、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部局と協議し、個別の支援計画を策定する。

(合意の形成)

第10条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。学生サポートセンターは、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(支援の実施)

第11条 具体的支援は、障害のある学生が所属する学科が、主たる責任を持ってアドバイザー教員、クラス担任、クラス事務担当教職員が実施する。また、学生相談室のカウンセラー（臨床心理士）及び自立支援のために就職支援課のキャリアカウンセラーと連携を図り実施する。

第 12 条 学生サポートセンターは、入学志願者で障がいもつ受験生に対し、障がい者特別入試の具体的支援を行なう。

第 13 条 学生サポートセンターは、在学生に対し障がい者の理解を啓蒙し、能動的支援を要請する。

第 14 条 学生サポートセンターは、具体的支援が円滑に行なわれるよう、関係部局間の調整を行なう。

第 15 条 学生サポートセンターは、具体的支援の実施にあたって、関係部局間の連絡、学外機関（聴覚障害者センター、障害者支援センター等）との連携等を行なう。

（相談対応）

第 16 条 学生サポートセンターは、具体的支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障がい学生及び支援スタッフからの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

（支援に係る事務）

第 17 条 具体的支援に係る事務は、障害のある学生が所属する学科のクラス事務及び学生サポートセンターが連携して処理する。

（秘密保持義務）

第 18 条 障がい学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障がい学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（補足）

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、学長及び企画運営委員会が定めることができる。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。